

## 児童生徒の情報モラルの向上に関する調査研究

児童生徒のインターネットや携帯電話等の情報機器の利用が急速に進んでいる。新学習指導要領総則では、各教科・科目等の指導において、児童生徒が情報モラルを身に付けることを求めている。

この研究では、ネット上のいじめや、犯罪被害など、児童生徒が直面している様々な現状を、実際に携帯電話やパソコンを利用して確認するとともに、情報モラル教育の推進に役立つインターネット上のコンテンツをリンク集等としてまとめ、さらに具体的な学習指導例や研修教材等を制作し提示することで、児童生徒の情報モラル向上を図る。

＜検索用キーワード＞ 情報モラル教育 学校非公式サイト 年間学習指導計画  
ネット上のいじめ プロフ・ブログ SNS  
出会い系サイト フィルタリング

### 研究会委員

総合教育センター研究指導主事（現豊山町立豊山小学校教頭）平手ゆり子（平成21年度主務者）  
総合教育センター研究指導主事 齋藤 育浩（平成21, 22年度）  
総合教育センター研究指導主事 丸崎 恵子（平成21, 22年度）  
総合教育センター研究指導主事 阿部 孝広（平成22年度）  
総合教育センター研究指導主事 太田 学（平成21, 22年度）  
総合教育センター研究指導主事 小山 真臣（平成21年度, 22年度主務者）

### 1 はじめに

平成11年（1999年）にミレニアム・プロジェクト、平成13年（2001年）には「e-Japan 戦略」が打ち出されるなど、世界最先端のIT国家となることを目指し様々な政策が実施された。これらに合わせて、インターネットの世帯普及率<sup>1</sup>は平成12年末に34.0%であったが、翌平成13年末には60.5%、平成20年末は91.1%となった。また、公立学校の普通教室の校内LAN普及率<sup>2</sup>も平成14年度には29.2%であったが、平成19年度には62.5%に上昇し、学校教育においてもインターネットやICT機器の利用が盛んになり、児童生徒の興味・関心や知識・理解の向上などが図られている。

しかし、平成16年にパケット通信料の定額支払制度が導入されると、携帯電話の利用料金の負担は少なくなり、子どもの利用者が増加した。また、平成16年（2004年）から平成17年にかけて、小学女生児を狙った事件が多発し、「子どもの安全や連絡のために携帯電話を持たせたい」と考える保護者が増え、子どもたちの携帯電話所持の増加と低学年から所持させている要因の一つと考えられる。

インターネットや携帯電話の普及など、子どもたちを取り巻く情報通信技術の発展に伴って、子どもたちはいつでも、どこでもインターネットに接続できる環境を手に入れた。これにより、友人間のコミュニケーションだけではなく、インターネットの影の部分との接触の機会も増え、いわゆる「出

<sup>1</sup> 総務省「通信利用動向調査」インターネット普及率の推移 <http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/new/index.html>

<sup>2</sup> データからみる日本の教育（文部科学省） [http://www.mext.go.jp/b\\_menu/toukei/data/d\\_kyouiku/index.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/toukei/data/d_kyouiku/index.htm)

会い系サイト」に関連した児童生徒の被害やインターネット上の掲示板などへの誹謗・中傷の書き込みによる「ネット上のいじめ」など、新たな社会問題も生まれた。

そこで、当センターでは平成 21 年度に本研究「児童生徒の情報モラルの向上に関する調査研究」を立ち上げた。

## 2 研究の目的

本研究は、児童生徒が「情報社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度」<sup>3</sup>つまり情報モラルを身に付けるために、児童生徒の発達段階やインターネット利用の実態に応じて、各学校段階で適切な指導を行うことができるよう、インターネット上の情報モラルに関する教材や、カリキュラム、学習指導例など具体的な活用方法を提示することをねらいとする。また、保護者への啓発資料や教員のための研修教材を提供し、児童生徒の情報モラルの向上を推進する。

## 3 研究の方法

平成 21～22 年度の 2 年間で研究期間とし、所員によって以下の手順で調査研究及びコンテンツの制作を行い、随時当センターのウェブページに掲載した。

### (1) 子どもたちのインターネット利用の実態把握

パソコン及び携帯電話によりインターネット上のサイトを実際に閲覧し、サイトの特徴や子どもたちの書き込みの実態を調査した。

### (2) 子どもたちの情報モラルの実態把握

「子どもの安全を守る情報モラル向上推進事業」の取組として平成 21 年秋に実施した「情報モラル教育に関する実態調査」の結果から子どもたちの情報モラルの実態を把握した。

### (3) インターネット上の情報モラル関連コンテンツの調査

児童生徒の情報モラル教育で活用できるインターネット上のコンテンツを検索し、内容の調査及びそれらを活用した指導場面について検討した。

### (4) 情報モラルの啓発資料の検討

子どもたちのインターネット利用及び実態調査の分析を基に、子どもたちの情報モラル向上のための保護者への啓発と指導者としての教員のスキルアップの方策を検討した。

## 4 研究の内容

### (1) 子どもたちのインターネット利用の実態把握

子どもたちがよく利用しているインターネット上のサイトをパソコンや携帯電話を利用して閲覧し、利用実態を把握した。

#### ア 学校非公式サイト

はじめに、子どもたちが主にパソコンを利用して閲覧や書き込みを行う学校非公式サイトを調査した。学校非公式サイトとは「学校が公式に開設運営するサイトとは別に中高生の利用（管理運営、閲覧、書き込み等）を想定した公開型の各種コミュニティサイト」<sup>4</sup>をいう。

これは、それぞれの学校の情報交換などを目的に在校生や卒業生がインターネット上の電子掲示板サイトなどを利用し、作成・管理をしていることが多いが、サイトの作成者が書き込まれる内容を常

<sup>3</sup> 平成 20 年改訂の学習指導要領解説 総則

<sup>4</sup> 「青少年が利用する学校非公式サイトに関する調査報告書」（平成 20 年 3 月文部科学省）

に監視することは難しく、また書き込みの削除基準もサイト作成者のモラルによるところが大きい。

実際に調査をした結果、「ウザイ」「キモイ」等の中傷や卑わいな言葉、暴力的な表現なども存在し、サイトの作成当初は単純な情報交換や部活動の応援などであったものが、部外者の書き込みや面白半分の書き込みなどをきっかけに批判や特定の生徒・教員の誹謗・中傷などに発展しているサイトも存在した。パソコンから閲覧・書き込みができるため、不特定多数のアクセスがあることもサイトが荒れやすい要因と考えられる。また、掲示板自体の管理者の書き込み削除基準もサイトによって異なり、「児童生徒の誹謗・中傷は削除するが、教員については削除しない」とするサイトも存在していた。

#### イ コミュニケーションサイト

子どもたちがよく利用するサイトに、携帯電話の無料ゲームサイトやプロフ（プロフィールサイト）・ブログ<sup>5</sup>、SNSサイト<sup>6</sup>などがある。これらはコミュニケーションが可能であり、携帯電話各社のフィルタリング対象サイトとなっている。しかし、EMA<sup>7</sup>の審査によりサイトの運営監視体制や青少年の利用に配慮した投稿基準などで認定されたサイトは、フィルタリングリストから除外され、フィルタリングサービスを適用した携帯電話でも、子どもたちが自由に利用できる。ここでは、これらのフィルタリング対象外のサイトを含め実際に携帯電話により調査をし、その特徴を把握した。

ゲームサイトを含めてコミュニケーションが可能なサイトの特徴として、利用者が自分のページを作成し、自己紹介や日記、写真などを掲載できるサービスもあり、多くの子どもたちが自分の「名前」「学校名」「生年月日」「顔写真」などの個人情報や「アルバイト先」「友人の名前」などを書き込んでいることが分かった。

「自己紹介」や「日記」などに書き込まれた閲覧者のコメントから、その閲覧者のページを見ることができ、互いに書き込みをするなどコミュニケーションを深めることもできる。この機能が見ず知らずの相手とインターネットを通じて知り合うきっかけとなり、利用の仕方によっては子どもたちがトラブルに巻き込まれる可能性が高いことも確認できた。

また、自分のウェブページに個人情報をほとんど掲載していなくても、そこにコメントを書き込んできた友達の自己紹介の情報などから、学校や名前を特定できることがある。このように書き込んできた友達などのウェブページから本人の個人情報が特定されることもあり、インターネットに書き込みをすること自体に責任と危険性があることも認識できた。

なお、一般に健全であると認定されたサイトでも、未成年者の飲酒喫煙の場面や児童誘引などの不適切な書き込みが見られたり、「無料」とされるゲームサイトでも高得点を得るために高額なアイテムを購入させる仕組みがあることも確認できた。

子どもたちの情報モラル向上の指導のためには、指導する教員が実態を正しく認識する必要がある。

#### (2) 「情報モラル教育に関する実態調査」の分析

当センターでは、平成21年度に県教育委員会が取り組んだ「子どもの安全を守る情報モラル向上推進事業」の一環として「情報モラル教育に関する実態調査」を実施した。平成21年9月中旬から10

#### 【資料1 個人情報の記載例】



<sup>5</sup> 「ウェブログ」の略。個人や数人のグループで管理運営され、日記のように更新されるウェブサイト。「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）平成20年11月文部科学省）

<sup>6</sup> ソーシャルネットワーキングサービスの略。コミュニティ型の会員制のウェブサイト（「ネット上のいじめ」に関する対応マニュアル・事例集（学校・教員向け）平成20年11月文部科学省）

<sup>7</sup> モバイルコンテンツ審査・運用監視機構（Content Evaluation and Monitoring Association）

月上旬にかけて、愛知県立学校の約半数 90 校（高等学校及び特別支援学校高等部）を対象にアンケートを実施し、生徒 9,094 人、保護者 7,752 人から有効回答を得た。

分析結果から、本県高校生の 96.3%（図 1）とほとんどの生徒が携帯電話を所有しているが、フィルタリングサービスを利用しているのは、この内 34.3%（図 2）に過ぎないことが分かった。また、生徒が個人情報をインターネット上へ記載している実態や女子生徒のプロフ・ブログ所有率が 67.6%と、男子の 33.3%に比べて多いことも分かった。

さらに、インターネットで知り合った人と実際に会った経験のある生徒は女子の方が多く 13.6%であることなどが分かるなど、情報モラル教育の一層の推進が喫緊の課題であることが再認識された。

### (3) 情報モラル関連のコンテンツの活用促進

#### ア 情報モラル関連コンテンツの調査

子どもたちへの情報モラル教育は急を要しているが、情報モラルを子どもたちに指導する上でどのような教材を用い、またどのように指導したらよいか悩むことが多い。そこで、まずインターネット上に存在する情報モラルに関する内容を扱っているサイトを調査した。多くのサイトの中から、できる限り公的なサイトを約 50 選び、各サイトのコンテンツについて利用する対象や指導場面などを検討した。

#### イ 情報モラル関連コンテンツのリンク集作成

調査・検討した情報モラル関連のコンテンツを、次の五つに分類・整理した。

##### ① 「法律・条例」

「著作権法」「プロバイダ責任制限法」「不正アクセス禁止法」など情報モラルにかかわる法律や条例など

##### ② 「調査・報告」

「子どもの携帯電話等の利用に関する調査」や「教育の情報化に関する手引」など、情報モラルに関する調査や報告書など

##### ③ 「教材・実践事例」

情報モラル教育の実践に役立つ教材や授業の実践例など

##### ④ 「被害事例・基礎資料」

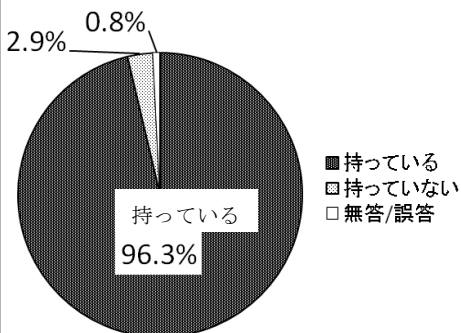
チェーンメールやフィッシング詐欺、架空請求などのサイバー犯罪の被害事例と対処方法、被害防止の啓発資料など

##### ⑤ 「情報提供・相談窓口」

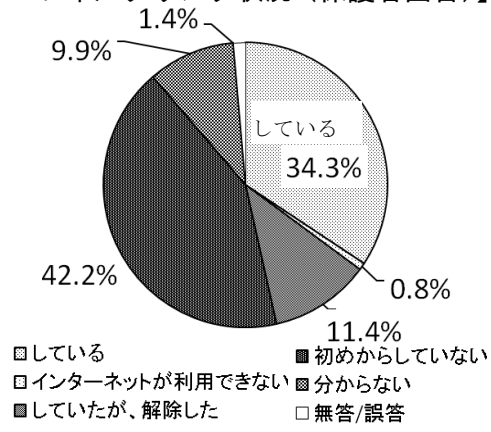
いじめやワンクリック詐欺などの相談窓口、違法・有害情報の通報窓口、迷惑メールの転送先など

各分類ごとに、表計算ソフトウェアのシート上にサイト名やURL、対象や利用・指導場面を例示するとともに、コンテンツの内容をキーワードとして検索しやすいように示し、「情報モラル関連サイトリンク集」としてまとめた。

【図 1 生徒の携帯電話所有状況】



【図 2 子どもの携帯電話のフィルタリング状況（保護者回答）】



#### (4) 年間指導計画例及び学習指導例の作成

「どのように指導したらよいか」ということが情報モラル教育の困難な点として挙げられる。情報モラル教育は、年間指導計画に組み込んで計画的に実施すべきものであり、実際にどのように指導したらよいかを提案することとした。

##### ア 年間指導計画例

ここでは、生徒に対する情報モラル指導だけではなく、保護者会や教員の現職研修なども含め、年間を通して学校全体で情報モラル教育の推進や啓発を行うための「年間指導計画例」を検討した。また、各学期の行事等を検討する中で、保護者会などにおいて保護者へ啓発をするための資料の提供や教員研修のための教材の提供も検討した。

##### イ 学習指導例

「情報モラル関連サイトリンク集」で紹介したコンテンツの活用を中心に、実際に何を生徒に伝えるかなど具体的な授業展開について紹介することにより、すぐに授業等で利用できる学習指導例を作成した。指導内容については、「情報モラルキックオフガイド<sup>8</sup>」の「情報モラル指導モデルカリキュラム」(図3)による5分類を基に、各分類に従って学習指導例を検討した。

【図3 情報モラル指導モデルカリキュラム (大目標一覧)】

分類	コード	Level1 小学校 1・2年	Level2 小学校 3・4年	Level3 小学校5・6年	Level4 中学校	Level5 高等学校
1. 情報社会の倫理	a	a1～a3: 発信する情報や情報社会での行動に責任を持つ			a4～a5: 情報社会への参画において、責任ある態度で臨み、義務を果たす	
	b	b1～b3: 情報に関する自分や他者の権利を尊重する			b4～b5: 情報に関する自分や他者の権利を理解し、尊重する	
2. 法の理解と遵守	c		c2～c3: 情報社会でのルール・マナーを遵守できる		c4: 社会は互いにルール・法律を守ることによって成り立っていることを知る	
	d	d1～d3: 情報社会の危険から身を守るとともに、不適切な情報に対応できる			d4～d5: 危険を予測し被害を予防するとともに、安全に活用する	
3. 安全への知恵	e	e1～e3: 情報を正しく安全に利用することに努める			e4～e5: 情報を正しく安全に活用するための知識や技術を身につける	
	f	f1～f3: 安全や健康を害するような行動を抑制できる			f4～f5: 自他の安全や健康を害するような行動を抑制できる	
4. 情報セキュリティ	g		g2～g3: 生活の中で必要となる情報セキュリティの基本を知る		g4～g5: 情報セキュリティに関する基礎的・基本的な知識を身につける	
	h		h3: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる		h4～h5: 情報セキュリティの確保のために、対策・対応がとれる	
5. 公共的なネットワーク社会の構築	i		i2～i3: 情報社会の一員として、公共的な意識を持つ		i4～i5: 情報社会の一員として、公共的な意識を持ち、適切な判断や行動ができる	

出典：情報モラルキックオフガイド「情報モラル指導モデルカリキュラム」より

なお、情報モラル教育は、児童生徒の発達段階、各学校段階に応じて実施するものであるが、小中学校向けの学習指導例については、愛知県義務教育問題研究協議会によって既に作成された。本研究では高等学校段階の指導について研究を行い、下記の内容について簡単に実施できるような学習指導例とワークシートや指導資料、「情報モラル関連サイトリンク集」で紹介した教材の活用例などを作成した。

<sup>8</sup> <http://kayoo.info/moral-guidebook-2007/kickoff/index.html>

## 学習指導例

情報モラル教育の5つの分類	指導例のテーマ
I 情報社会の倫理	I-1 情報発信に伴う責任【公民】 I-2 ネット上のいじめ【ホームルーム】 I-3 写真・動画の適切な利用【ホームルーム】
II 法の理解と遵守	II-1 著作権【情報】 II-2 情報社会と法律【情報】
III 安全への知恵	III-1 コミュニティサイト (プロフ・SNS・出会い系)【ホームルーム】 III-2 インターネット検索【総合的な学習の時間】 III-3 サイバー犯罪【公民】
IV 情報セキュリティ	IV-1 アクセス制御と暗号化【情報】 IV-2 携帯電話のセキュリティ【ホームルーム】
V 公共的な ネットワーク社会の構築	V-1 ネット上の迷惑行為の 通報・相談窓口【学年集会】 V-2 携帯電話と生活【ホームルーム】

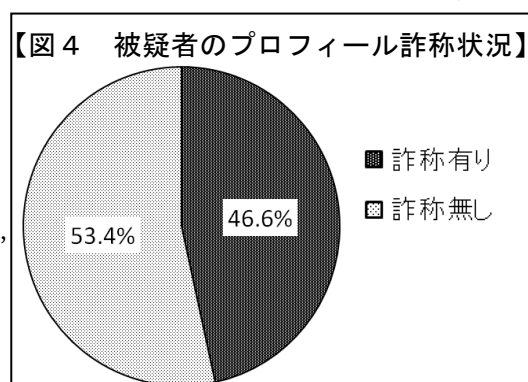
### (5) 情報モラル教育の啓発

子どもたちに情報モラル指導を行うとき、子どもたちの「インターネットを利用した遊び」の実態を認識し、大人が正しい知識を身に付けることが必要である。特にプロフやブログなど、大人があまり経験したことのないインターネットのサービスを利用し、個人情報を書き込んだり、多くの人とのコミュニケーションを楽しんでいる子どもたちに忍び寄る危険を実感することが必要である。しかし、インターネットでこれらのサイトを実際に利用するには、携帯電話の料金設定を変更する必要がある、現実には難しい。そこで、これらの危険を伝えるための保護者への配布資料及び教員の研修教材を作成した。

#### ア 教員研修用教材の作成

教員が携帯電話などから、SNSやプロフ・ブログサイト、ゲームサイトなどへ接続し、利用してみることが望ましいが、実際には難しいため、子どもたちのよく利用しているサイトを所員が閲覧し、その特徴や危険性をプレゼンテーションソフトウェアを用いて、アニメーションにより疑似体験できる教材を作成した。

女子児童生徒の自己紹介や日記などへコメントを記載している閲覧者がどのような人物なのか、閲覧者が自分の年齢や性別などを詐称していないか、また悪意がないのかなどはインターネット上の記載からは知ることができない。図4のように、非出会い系サイトに起因する児童被害の事犯の被疑者の46.6%が自分のプロフィールを詐称していたことが警察庁により報告されている<sup>9</sup>。この教材では、子どもたちが書き込んだサイト上のプロフィールや日記などへの閲覧者のコメントをきっかけに、見ず知らずの人とのコミュニケーションが始まる例などを示した。



また、子どもたちの書き込んだ個人情報や顔写真などが第三者によって「出会い系サイト」で利用されたり、匿名の女子生徒の身元が友達の書き込みなどから特定される例などの危険について具体的に紹介し、当センターのウェブページに掲載した。

<sup>9</sup> 「非出会い系サイトに起因する児童被害の事犯に係る調査分析について」(平成22年10月28日警察庁広報資料)

## イ 保護者配布資料の作成

携帯電話は保護者の責任で子どもに持たせているものである。入学時や保護者会などで適切な情報を提供し、保護者と協力して子どもたちの情報モラルをより向上させる必要がある。インターネット上に存在する様々な危険から子どもたちを守るためには、第一に有害情報のフィルタリングが有効である。しかし、子どもたちの携帯電話のフィルタリング適用率の低さは、「情報モラル教育に関する実態調査」で明らかとなり、保護者の認識がまだ十分ではないことを表している。

そこで、入学時に特に携帯電話のフィルタリングを勧めるための資料を作成した。資料の中心は「情報モラル教育に関する実態調査」のデータを用い、「子どもたちがいかに多くの個人情報をインターネット上に掲載しているか」「一般サイトでの子どもたちの被害」「ネットで知り合った人と実際に会ったことがある生徒の割合」などを示し、子どもたちを危険から守るためにフィルタリングが必要であるとともに、全ての危険がフィルタリングによって回避できるものではなく適切な保護者の見守りと指導が必要であることも伝える内容とした。

さらに、保護者会等での配布資料として、子どもたちがインターネットを利用してトラブルに遭ったときに適切な対応が取れるように、相談窓口を示した資料を作成した。

## 5 研究のまとめと今後の課題

情報モラル教育の推進のためには、パソコンや携帯電話などの情報機器を用いて子どもたちがどのようにインターネットを利用しているか、またインターネット上でどのようなサービスが提供されているのかなど、指導する大人が、その実態の把握に努めることが必要である。インターネットの現状に対する正しい認識と知識をもつことで、子どもたちに対して適切な指導をすることができる。

また、情報モラル教育を小中学校及び高等学校の各学校段階の子どもたちの発達に応じて系統的な指導を行うことが、子どもたちの情報モラルの向上に有効である。

研究の成果は随時、当センターのウェブページに掲載してきた。すぐに利用できる教材の作成に努めたつもりである。この教材を参考に全校で計画的に情報モラル教育が進められ、保護者と一緒に子どもたちの情報モラルの向上が図られることを期待する。

今後は実際に指導にあたる先生方が求めていることを把握するとともに、情報モラル教育のための資料や教材などの情報を提供するためにも、学校と連携して調査研究を継続させていきたい。